

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 保土ヶ谷区地域振興課 生涯学習支援係 担当者名 川崎 富士子 電 話 334-6305
----------	---------	-------	--

設 計 書

1 委 託 名 保土ヶ谷公会堂舞台幕更新及び吊込業務委託

2 履 行 場 所 横浜市保土ヶ谷公会堂
(保土ヶ谷区星川1-2-1)

3 履行期間 期間 契約締結日 から 平成28年3月31日 まで
又は期限 期限 契約締結日から 日以内

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
経年劣化している保土ヶ谷公会堂の舞台幕について、長期的な安全性及び美観の確保を目的として更新を行う。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	金 額 (円)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘 要
中割幕作成	難燃起毛地 2倍ヒダ W8.0m×H6.5m タッセル1ヶ付き	2	枚			
バック幕作成	難燃起毛地 2倍ヒダ W8.5m×H6.5m タッセル1ヶ付き	2	枚			
幕地吊込調整		1	式			
仮設養生		1	式			
既設材搬出处分		1	式			
運送搬入		1	式			
諸経費		1	式			
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

仕 様 書

1 事業名称

保土ヶ谷公会堂舞台幕更新及び吊込業務委託

2 履行場所

横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1 保土ヶ谷公会堂

3 履行期限

平成28年3月31日

4 履行内容

舞台幕を作成・納入し、既設装置に吊込及び調整を行う。

既存舞台幕は取外し、廃棄処分を行う。

5 幕仕様

(1) 規格・寸法

品目	材質	寸法	数量
中割幕	難燃起毛地、2倍ヒダ	W8.0m×H6.5m	2枚
バック幕	難燃起毛地、2倍ヒダ	W8.5m×H6.5m	2枚

※タッセルを各幕地に1ヶ縫い付け納入すること。

(2) 幕地仕様

布地	難燃起毛地（#7000）
織り方	綾織
材質	ポリエステル100%
織密度（1インチ）	経糸90本、緯糸60本
重さ（染色前）	260g/m ²

(3) 縫製仕様

ア ミシン縫い

- ・ミシン掛けは布地の引張り具合等を均一にする。
- ・ミシン掛けは幕縫い始め、縫い終わりを部分返し縫いとする。

イ 巾継ぎ

- ・必要巾数を継ぎ合わせる原反の毛並み方向を合せ、縦目に縫い合わせる。
- ・縫い代の巾は10mmで縫い合わせる。

ウ 脇部

- ・幕脇は、100mm折り返し、10mm折り込み、その折り込み部分を縦目で三ツ折縫いとする。

エ 上部

- ・幕上は40mm折返し二つ縫いとする。
- ・1対幕のヒダ方向（客席から向かって）は、上手を右前、下手を左前とする。

オ 下部

- ・幕下は 100mm 折返し、中に 30mm 折り込み、その折り込み部分を三ツ折縫いとする。

カ 幕吊り用括り紐（黒染め）

- ・通しテープ（力布）→杉綾織巾 40mm、厚さ 1.0mm（代用スピンドルテープ）
- ・括り紐（別紐）→杉綾織巾 20mm、厚さ 1.0mm（ファスナーテープ）
- ・括り紐の長さは 680mm 又は 700mm を二つ折にし、括り部分が 300mm とする。
- ・通しテープを挟み中間部は 300mm ピッチで二度折り返し縫い付ける。
- ・脇部初めの括り紐位置は 10mm、40mm、300mm、その後 300mm ピッチとし、脇部終わりはその逆ピッチで縫いつける。

キ 寸法許容差

- ・巾寸法許容差 +100mm 以内、高さ許容差 +100mm 以内

5 履行条件

- （1）舞台幕の寸法、取付位置及び取付方法について、現場調査を行い確認すること。
- （2）幕地製作にあたっては、事前に幕地見本を発注者に提出し承諾を得ること。
- （3）昇降しない幕地の吊込みには十分に安全を留意し、取付方法については事前に公会堂館長に了解を得ること。

6 保証期間

- （1）保証期間は、納入後 1 年間を無償保証とする。
- （2）納入者の製作に起因する障害（縫製等）が生じた場合、または納入過程の作業に起因する破損は、納入業者の責任において速やかに修理すること。またその際に生じる一切の経費は納入業者の負担とする。

7 注意事項

- （1）公会堂の利用者の安全確保に十分注意を払うこと。
- （2）業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等の関連法規に基づき安全作業を行い、作業開始に際しては、公会堂館長の許可を得ること。
- （3）受注者の責に帰すべき理由により、施設に損害を与えた場合は、受注者の負担において直ちに原状に復するものとする。
- （4）業務の実施にあたっては、発注者及び公会堂館長と十分に協議すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又は、この仕様書に関し疑義を生じたときは、両者協議の上、定めるものとする。